

## 日仏図書館情報学会表彰規程

### (趣旨)

第1条 本規程は会則第3条(5)の「学会賞の授与」について定めるものである。

### (賞の目的)

第2条 日仏両国の図書館情報学及び日仏図書館交流の発展に寄与するため、小林宏記念日仏図書館情報学会賞（以下、学会賞）ならびに小林宏記念日仏図書館情報学会奨励賞（以下、奨励賞）、小林宏記念日仏図書館情報学会交流推進賞（以下、交流推進賞）を設ける。

### (授賞対象)

第3条 学会賞、奨励賞、交流推進賞の授賞対象は次のとおりとする。受賞者は会員に限らない。

- (1) 学会賞 学術研究上特に優れた業績を上げ、日仏両国の図書館情報学の発展に寄与した者。対象となる業績は、募集年を含む過去3年間に発表されたものとする。
- (2) 奨励賞 学術研究上優れた業績を上げ、日仏両国の図書館情報学の分野において将来の活躍が期待される者。対象となる業績は、募集年を含む過去3年間に発表されたものとする。
- (3) 交流推進賞 日仏図書館交流の推進に顕著な実績をあげた機関もしくは個人。対象となる実績は、期間を問わない。

### (募集と応募)

第4条 学会賞、奨励賞、交流推進賞の募集は、毎年度、『日仏図書館情報学会ニュースレター』および本学会ホームページにて行う。各賞への応募は、学会員の自薦・他薦による。

### (選考)

第5条 幹事会のもとに、別に定める学会賞選考委員会規程（内規）による選考委員会を置き、受賞者の選考を行う。

### (表彰)

第6条 受賞者に対して賞状等本賞のほか副賞を授与する。

### (改正)

第7条 本規程の改正は、幹事会の議を経るものとする。

### 付則

- (1) 本規程は2009年12月11日より施行する。
- (2) 2014年10月31日に一部改正する。